

多目的広場利用要領

平成 29 年 7 月
沖縄県平和創造の森公園指定管理者
沖縄県森林組合連合会

多目的広場等利用申請・許可について

○多目的広場を専用して利用しようとする者（以下申請者）は、指定管理者（以下管理者）によって規定されている「沖縄県平和創造の森公園利用許可申請書」（以下申請書）の様式に必要事項を記入し、利用予定日の前日までに、管理者あてに申請書を提出しなければならない。

○申請者はメールや電話、ホームページ等で空き状況を確認後、沖縄県平和創造の森公園（以下公園）のホームページから申請書をダウンロードし、メールまたはファックス、郵便にて申請書を送付すること。またこれらの通信環境が整っていない場合には管理者と調整し、利用予定日までに申請書を提出すること。

○管理者は申請者の提出した申請書において、記入漏れや誤表記が無いか確認したのち、申請者の適性を勘案し「沖縄県平和創造の森公園利用許可書」（以下許可書）を発行するものとする。許可書においては多目的広場の専用・資材搬入などにおける車両の入構を許可するものとする。なお、許可書の受渡しは料金支払い後とする。

利用時間・料金について

○利用時間とは、準備・片付け・撤収を含めた時間であり、申請者はその責任において時間内に行事を完了するよう心掛けること。片付けとは原状回復(利用する前の状態と同等の状態を復元すること)をさすものとし、利用後は申請者の責任によって軽い清掃を行うこと。

○多目的広場の利用時間は夏期を 10 時～18 時（4 月～8 月）、冬期を 10 時～17 時（9 月～翌 3 月）とする。

○利用料金は一時間あたり、一般（大学生含）600 円、児童生徒（小中高生）は 300 円とする。但し減免申請等があった場合はこの限りでない。なお、昼食などの休憩時間は考慮しないものとする。**(2018.11.1 より料金改定)**

○一般（大学生以上）と児童（小中高生）混合で利用する場合は、一般の料金を徴収する。

○管理者都合、または悪天候等により利用の中止を求める際には、支払われた金額と、利用時間に対する金額との差額を返金する。なお利用時間は1時間を単位とし端数は切り捨てるものとする。

（例：2時間40分の利用があった場合、2時間分を徴収し、40分は切り捨てる）

予約・キャンセル等について

○利用の予約は原則、前月の1日（休園日の場合は翌2日より）9時から受付を行う。

○空き状況を電話等で確認し、予定日の前日までに申請書を提出すること。なお、電話での予約は不可とし、申請書の提出を以て本予約とする。（同日に複数提出があった場合は先着順とする）※空き状況の確認は予約を確保するものではありません。

○申請書の提出を確認後、管理者により予約成立の連絡を行う。なおE-mailで申請書の提出を行った場合は送信元アドレスへ、FAXで提出の場合は指定されたFAX番号か責任者の電話へ予約成立の連絡を行う。

○翌月の予約は原則、1団体につき1件（日）とする。当月は予約に空きがあれば複数件予約することが可能なものとする。

○原則キャンセルは受け付けないものとする。同様に仮予約、キャンセル待ちも受け付けない。（キャンセルが出た場合はホームページにて告知する）

○やむを得ない理由により、「キャンセルしなければならない状況」が発生した場合には速やかに報告すること。直前・自己都合のキャンセルが頻発、複数会場のキープ等が発覚した場合は今後の使用許可を行わない。

資材搬入等について

○資材搬入等を理由に園内に入構する場合は、事前に管理者と調整を行うこと。入構の際は「多目的広場利用許可書」が入構許可証となる。

○資材搬入等のため、入構を許可する車両の台数は 2 台までとする。園路の走行時は徐行を原則とし、細心の注意を払うこと。園内走行中の事故について管理者は一切の責任を負わないものとする。なお搬入終了後は速やかに一般駐車場に移動し駐車すること。

○管理者が認めた特別な理由がない限り、許可車両以外の入構、駐車の一切を禁ずる。二輪車であっても同様とする。

その他留意事項

○利用日当日は許可書を必ず持参し、申請者の責任において管理しなければならない。紛失・破損などがあった場合にはすみやかに管理者に申し出ること。

○申請者は申請書において管理者が定めた利用規約を遵守・遂行しなければならない。これに著しく違反・不履行があったと判断した場合、今後許可書の発行を行わない。

○申請書において申告（予約）した利用時間に変更があった場合は速やかに申し出ること。

○利用料金の支払いは原則、利用前に前金で支払うものとする。

○利用人数が 100 人を超える場合、または駐車場の混雑が予想される場合には、申請者側で駐車場案内係を 1 人以上用意すること。管理者が不要と判断すればその限りでない。

○サッカーの試合を 1 日に 4 試合以上行う場合は利用申請書の他に日程表を提出すること。

○利用中に事故・怪我・災害等があった場合には現場にて適切な処置を行った後、速やかに管理者に報告すること。

○管理者は事故・災害・盗難・遺失等、管理者の責めに帰さない事柄について一切責任を負わないものとする。

○その他申請者は管理者の規定する公園施設利用の規約に従い、公序良俗に反しないよう心掛けねばならない。

●利用団体による忘れ物は借受責任者がすべて持ち帰ること。部外者のものと判断がつかない場合は管理事務所にてあずかるものとする。利用エリア周辺に置いたまま帰らないこと。2018.11 追記

★申請書の提出は本要領、及び申請書における注意事項に同意したものと定義する。

なお、本要領は「沖縄県平和創造の森公園」の指定管理者である沖縄県森林組合連合会が定めたものであり、今後指定管理者の変更があった場合には適用されない。また当要領は利用状況により加筆・修正される場合があるものとする。

この要領は平成 29 年 7 月 1 日より施行する

手続きの流れ

